

【第1表】

あ前小発第46号

令和6年3月1日

あきる野市教育委員会 殿

あきる野市立前田小学校

校長 樫山 雄三 印

令和6年度 教育課程について（届）

このことについて、あきる野市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおり届けます。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を学校教育の基盤におき、心身ともに健康で、実践力に富む児童の育成を図るため、次の目標を設定する。

◎ いのちを大切にし 共に輝き生きていこう

かしこく …… 主体的に学び、考える力、表現する力を高めようとする子（重点目標）

なかよく …… 認め合い、支え合い、協働して行動しようとする子

たくましく …… 心と体の健康を考え、すすんで鍛えようとする子

(2) 基本方針

ア 人権教育の推進

全ての大人・児童が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、多様な人と関わり、違いを認め合うことを通して、他者を理解し、尊重し合い、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育成する。

イ 確かな学力の育成

児童が学ぶ意欲や自分で課題を見付け、見通しをもって主体的に学び、知識及び技能を身に付け、考えを深め、判断し、表現する力を育成するため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させる。

ウ 特別支援教育の推進

多様性が尊重された安心できる環境の中で、全ての児童が可能な限り同じ場で共に学ぶことと、個に応じた学びを両立する教育を充実させる。

エ 不登校、いじめの未然防止と多様な相談体制の充実

個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学び生き生きとした学校生活を送れるようにする。

オ 地域との連携による学校運営の支援

学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって魅力ある学校づくりを進めるために、教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有し、コミュニティ・スクールを充実させる。

カ 健やかな体の育成

児童が運動に親しみ、日常的に運動したり、健康に気を付けて生活したりできるよう、運動や栄養、保健に関する指導を充実させる。

## 2 指導の重点

## (1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

## ア 各教科

- (ア) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるため、単元を通して、一人1台端末を効果的に活用した学習活動を充実させる。
- (イ) 児童に適切な評価を行うとともに教員の指導力の向上のため、単元を見通した評価の場面や方法を工夫し「指導と評価の一体化」のための学習評価の工夫・改善を図る。
- (ウ) 「指導の個別化」を図り、児童の実態に応じて「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた指導を算数科で実施し、児童に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に修得させ、思考力、判断力、表現力等や自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度を育成する。
- (エ) 外部講師を招聘するなどして、体力向上の意欲を高め、体力テストを活用して体力の向上、健康の保持増進に向けた取組の充実を図る。
- (オ) あきる野市教育基本計画第三次計画に基づき、運動やスポーツの楽しさを味わい、運動の日常化を図るための授業改善を行い、体力・運動能力調査の意識調査で「運動が好き」の割合の向上を図る。
- (カ) 体育の保健領域を関連させながら、専門性の高い外部講師を招いたがん教育を実施する。
- (キ) 算数科や理科などの各教科と総合的な学習の時間を関連させ、カリキュラム・マネジメントを行い「プログラミング的思考」を育む指導を充実させるとともに、情報活用能力（情報モラルを含む）を養う。
- (ク) 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を5つの領域におけるコミュニケーション力を養うために TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS を活用する。

## イ 特別の教科道徳

- (ア) 「特別の教科 道徳」を要として、「人権教育プログラム」等を活用し、学校教育全体を通じた道徳教育の充実を図る。
- (イ) 道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を育むため、各教科や総合的な学習の時間等、体験活動と関連させ、児童の自覚を促す授業の充実を図る。
- (ウ) 学校と家庭・地域で共通理解を深めるため、道徳授業地区公開講座を実施する。
- (エ) 全教育活動の通じて行う道徳教育を意図的、計画的、継続的に推進するための全体計画（別業）を作成する。

## ウ 外国語活動

- (ア) AETや社会の力活用事業による講師とともに学習し、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を3つの領域における実際のコミュニケーション力を養う。

## エ 総合的な学習の時間

- (ア) 人権尊重教育推進校として、人権教育を柱に系統的に総合的な時間の目標を設定し、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを充実させる。
- (イ) 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行い、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
- (ウ) 探究的な学習における4つのプロセス（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）を学習過程の充実を図る。
- (エ) 人権教育プログラムを活用して、「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」を育成する。

## オ 特別活動

- (ア) 多様性を認め合い、互いに高め合える子を育成するために、学級活動を中心に自他を認め合い、課題解決のために話し合い、合意形成、協働的な実践を推進する。
- (イ) 児童に主体性を養うため、小学校のクラブ活動及び委員会活動については、児童自ら課題を持ち、計画や運営、活動を行うようにする。
- (ウ) 学校行事については、学校経営方針を基に、育てたい児童像を明確にして計画的に行う。
- (エ) たてわり活動を通して、子どもの社会性を養い、自己有用感を育む。

## (2) 生活指導・進路指導

## ア 生徒指導・安全指導・情報モラル教育

- (ア) 生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）を活用し、児童に自ら考えさせる機会を設け「自己指導能力」を培い、組織的に発達支援的生活指導や課題未然防止教育等、成長を促す指導を充実させる。
- (イ) 問題行動等の発生時の初期対応、継続的な指導、関係機関と連携・協働による対応を図る。
- (ウ) 発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」を実施する。
- (エ) 安全・安心な学校生活を送るために、生活安全、交通安全、災害安全における「日常的な安全指導」及び「定期的な安全指導」を、「安全教育プログラム」（東京都教育委員会）や「学校の『危機管理マニュアル』」等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省）を活用して実施する。
- (オ) 児童虐待の早期発見と対応をするため、家庭・地域、主任児童委員、子ども家庭支援センター等、関係機関と連携した児童の安全を確保する体制を整備し内容を充実させる。
- (カ) 児童同士で話し合い、主体的にルールを作るなど、情報モラル教育の充実を図り、ネットいじめ等の未然防止をする。また保護者に啓発するとともに、関係機関との連携を図る。
- (キ) SNS東京ルール・SNSあきる野ルールを受けて、毎月「アウトメディアの日」を設定し、SNS学校ルール・家庭ルールを定着させるとともに、メディアへの依存時間を減らして、SNSによるトラブルの未然防止を図る。
- (ク) 特別な支援が必要な児童や不登校傾向の児童の居場所をつくるため、校内カラフルルームを設ける。

## イ キャリア教育・進路指導

- (ア) キャリア教育は、児童に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させる学習であることから、総合的な学習の時間や社会科などの時間を中心に、社会科学見学や社会人講話などの機会を確保し、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、学校運営協議会や幅広い地域住民等と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童を育てていく。
- (イ) 幼稚園・保育園等や中学校と円滑な接続をするため、連携を図る。

## ウ 不登校、いじめ対策

- (ア) 不登校児童の支援については、児童自ら進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかける。
- (イ) 児童にとって学校が安心・安全な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫とともに、学びの場の確保と環境整備をする。
- (ウ) 課題未然防止教育として、週1回の児童理解夕会を活用して児童の情報を全教職員で共有するとともに、児童にSOSを出す力を獲得させ、教職員は児童のSOSを受け止める力の向上を図る「SOSの出し方に関する教育」を夏季休業日前までに最低1回は実施する。
- (エ) いじめ・不登校を早期に認知して対応するために、学校、保護者、教育支援センター（せせらぎ教室、教育相談所、SSW）、SC等と連携・協働して児童を支援する。
- (オ) 学校いじめ防止基本方針を毎年見直し、いじめ総合対策（第2次・一部改定）等を活用した校内研修を実施する。
- (カ) いじめ総合対策（第2次・一部改定）等を活用した年3回のいじめに関する授業の実施、月1回のいじめについて考える日「思いやりの日」と通して、いじめを生まない環境づくりと児童にいじめをしない態度や能力を身に付けさせる。

## (3) 特色ある教育活動・その他の配慮事項等

## ア 特別支援教育の充実

- (ア) 共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために、障がいのある児童がその能力を最大限に伸ばし、自立した社会参加することができるよう、同世代の児童と交流を通して、可能な限り共に学ぶことができるよう合理的配慮の提供を推進する。
- (イ) 多様性を理解し尊重する態度を育てるために、ことばの教室や特別支援教室の教員による障害理解授業などの具体的活動を年3回行い、人権教育の充実を図る。
- (ウ) 学校生活支援シートを作成し、状況に応じて、特別支援コーディネーターを中心に校内委員会で協議し、SCや教育相談所等と連携を充実させる。

## イ 地域との連携

- (ア) 「社会に開かれた教育課程」を推進し、人権尊重教育推進校として、学校や保護者・地域が一体となった持続可能なコミュニティ・スクールを構築し、学校評価を生かした学校改善を図る。
- (イ) 小宮故郷自然体験学校など、地域の人材や環境を活用した体験活動、地域学習を持続可能な取組みになるよう学校運営協議会と連携しウェルビーイングな学校づくりを推進していく。